

畿桜会 会則

(畿央大学、畿央大学短期大学部、桜井女子短期大学 同窓会)

(名 称)

第 1 条 本会は畿桜会（きおうかい）と称する。

(目的)

第 2 条 本会は会員相互の親睦、協力をはかり、併せて母校の発展に寄与することを目的とする。

(事務局)

第 3 条 本会は事務局を畿央大学に置く。

(会 員)

第 4 条 本会は正会員、準会員及び特別会員によって構成する。

2 正会員は畿央大学、畿央大学短期大学部、桜井女子短期大学の卒業生とする。

3 準会員は畿央大学の在學生とする。

4 中途退学した者のうち本会への入会を希望する者は、役員会の承認を得た後、同窓会費を完納することにより正会員となることができる。

5 準会員は畿央大学の卒業と同時に自動的に正会員となる。

6 特別会員は畿央大学の現教職員、及び退職教職員で申請のあった者とする。

7 準会員及び特別会員は総会における議決権、選挙権を有しない。

(部 会)

第 5 条 本会に理学療法部会、健康栄養部会、人間環境デザイン部会、教育学部会、看護医療部会及び短期大学部会の各部会を置くことができる。

2 部会は正会員及び準会員で構成する。

3 部会は部会規則を定めなければならない。

4 部会は1名以上の代表幹事を選出しなければならない。

(支 部)

第 6 条 本会は10名以上の正会員により支部を置くことができる。

2 支部は支部規則を定めなければならない。

3 支部を設立した場合は遅滞なく総会に報告し、承認を得なければならない。

4 支部は1名以上の代表幹事を選出しなければならない。

(事 業)

第 7 条 本会は目的を達成するために次の事業を行う。

一 会誌、名簿等の発行

二 会員の親睦をはかるための事業

①ホームカミング日の母校との共催

②会員の生涯学習と専門職としての交流・研鑽をすすめる研修会等の事業

③クラブ・サークル同窓会、年次同窓会、地域同窓会及び本学校法人内教育機関卒業生の同窓会との共同事業および支援

④その他会員親睦のための事業

三 母校発展のための諸事業

①在籍生の教育・就職・ボランティア活動等に対する協力

②母校の研究者との共同研究

③リカレント教育、公開講座等に対する協力および参加

④保護者懇談会、入試説明会等に関する協力および広報

⑤その他母校発展に寄与する事業

四 その他本会の目的達成に必要な事業

(会 費)

第 8 条 正会員は終身会費として16,000円を納入しなければならない。但し、準会員として納付した金額は終身会費の全部または一部に充当することができる。

2 準会員は授業料と同時に、4年を限度に各年度の会費として4,000円を納付しなければならない。

3 特別会員は会費を免除する。

4 本会に納付した会費は原則として返却しない。

(会計)

第9条 本会の会計年度は毎年4月1日より始まり翌年3月31日に終わる。

2 本会の運営に要する経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

(役員)

第10条 本会は次の役員を置く。

- 一 会長 1名 正会員より総会において選出する。
- 二 副会長 若干名 正会員より総会において選出する。
- 三 代表幹事 若干名 部会及び支部から選出された者の他、各卒業年次の幹事及び特別会員より総会において選出することができる。
- 四 会計 2名 1名は正会員より、他の1名は特別会員より総会において選出する。
- 五 監査 2名 正会員より総会において選出する。
- 六 幹事 各卒業年次の学科ごとに幹事1名を選出する。
- 七 顧問 若干名 特別会員より会長が依嘱する。

(役員の仕事)

第11条 役員の仕事は次のとおりとする。

- 一 会長は本会を代表し、会務を統括する。
- 二 副会長は会長を補佐するとともに、会長事故あるときはその職務を代行する。
- 三 代表幹事は本会の運営に関する会務の執行にあたる。
- 四 会計は本会の収支、会計を掌る。
- 五 監査は会計の監査を行う。
- 六 幹事は、各卒業年次の同窓会を適宜開催する。
- 七 顧問は、会長及び役員会の諮問に応じ、又これに意見を述べるすることができる。

(役員の仕事)

第12条 役員の仕事は1ヶ年とする。但し再任は妨げない。

2 役員は辞任又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を遂行しなければならない。

(総会)

第13条 総会は定期総会と臨時総会がある。

- 2 総会は会長が招集し、議長は会長が務める。
- 3 定期総会は毎事業年度終了後速やかに開催しなければならない。
- 4 臨時総会は会長が必要と認めた場合のほか、過半数の幹事から書面による開催要請があった場合には速やかに開催しなければならない。
- 5 総会の議事は議長を除く出席正会員の過半数によって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(総会の議決事項)

第14条 次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

- 一 会則の改定
- 二 事業計画及び予算
- 三 事業報告及び決算
- 四 役員を選出
- 五 本会の解散
- 六 その他役員会において必要と認めた事項

(役員会)

第15条 会長、副会長、代表幹事、会計、監査の役員をもって役員会を構成する。

2 役員会は会長が随時招集し、会務の企画及び実施に関する事項を協議する。

附 則

この会則は平成19年5月27日より施行する。

附 則

この会則は平成20年5月24日より施行する。

附 則

この会則は平成21年7月12日より施行する。